

日本選挙学会会費規程

(会費の設定)

第1条 日本選挙学会会費の納付金額を、本規定附則1以下のとおりとする。

2 会費の金額は理事会の議を経て、総会で決定する。

(金額の公表)

第2条 会費の納付金額とその推移はこの規程上に公表する。

附則1 (平成16年5月16日総会決定)

この規程はこれまでの金額の公表も含めて、平成16年5月16日から施行する。

会費 (昭和56年10月3日総会決定)

個人会費 年間 3,000 円

法人会費 年間 50,000 円

昭和60年度より (昭和60年5月11日総会決定)

個人会費 年間 5,000 円

法人会費 年間 50,000 円

学生会員 年間 2,000 円

平成5年度より (平成4年5月16日総会決定)

個人会費 年間 8,000 円

法人会費 年間 50,000 円

学生会員 年間 2,000 円

平成30年度より (平成29年5月20日総会決定)

個人会費 年間 8,000 円

法人会費 年間 10,000 円

学生会員 年間 2,000 円

令和9(2027)年度より (令和8年6月20日総会決定)

個人会費(一般) 年間 8,000 円

個人会費(大学院生) 年間 4,000 円

法人会費 年間 10,000 円

学生会員 年間 2,000 円